一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 本会は、一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は、火薬類及び銃砲並びにこれらの関連資材及び用具(以下「火薬類及び銃砲等」という。)の流通に係わる保安と健全な市場の育成を図り、あわせて保安行政施策に協力し、もって公共の安全、災害の防止、国民の文化的生活に寄与することを目的とする。

(事 業)

- 第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、日本全国において次の事業を行う。
 - 一 火薬類及び銃砲等の流通に係る保安に関する調査及び研究
 - 二 火薬類及び銃砲等の流通に関する教育、指導、啓発並びにこれらの企画
 - 三 火薬類及び銃砲等の流通に係る保安のため、安全基準、構造規格、性能等の周知 徹底及び危害予防についての広報
 - 四 火薬類及び銃砲等に関する法令の遵守に関する周知徹底並びに企業体質の向上等 に関する調査及び研究
 - 五 火薬類及び銃砲等の流通に係る保安対策等に係る内外関係機関等との協力
 - 六 火薬類及び銃砲等の流通に係る健全な市場の育成策の立案及び推進
 - 七 火薬類及び銃砲等に係る情報の収集及び提供
 - 八 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

(用語の意義)

- 第 5 条 本定款において用いられる用語の意義は、次の各号のとおりとする。
 - 一「火薬類」とは、火薬類取締法第2条に規定されている火薬類をいう。
 - 二 「銃砲」とは、銃砲刀剣類所持等取締法第2条に規定されている銃砲をいう。
 - 三 「火薬類及び銃砲の関連資材及び用具」とは、次のものをいう。
 - イ 移動式(組立式)火薬類取扱所、発破器、発破母線、警鳴装置、削岩機、火薬 類運搬箱等
 - ロ 銃保管庫、銃袋、銃トランク、銃掃除用具、実包保管庫、鉛弾、狩猟用及び射 撃用衣料品、ハンターシューズ、イヤープロテクター、眼鏡、スコープ、散弾用

及びライフル用雷管つめかえ機、ケース修正器、薬量用スケール等

四 「流通」とは、火薬類及び銃砲等の販売事業を営む者が携わる受渡等の取扱であって、これらの製造事業を営む者から引き渡され、消費者に引き渡すまでをいう。

第2章 会 員

(種 別)

- 第 6 条 本会の会員は、正会員及び賛助会員の二種とする。
 - 一 正会員は、火薬類及び銃砲等の販売事業を営む者が構成する都道府県を単位として組織された団体及び業種別に組織された団体とする。
 - 二 賛助会員は、前号に該当しないもので、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとするものとする。
 - 2 正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。) の社員とする。

(入 会)

- 第 7 条 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事 会の承認を得なければならない。
- 2 団体又は法人たる会員にあっては、団体又は法人の代表者として本会に対してその権利を行使する1名の者(以下「会員代表者」という。)を定め、会長に届け出なければな

らない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(退 会)

- 第 9 条 会員が本会を退会しようとするときには、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。
 - 2 会員が次の各号の一に該当するときは、退会したものとみなす。
 - 一 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
 - 二 死亡し又は失踪宣告を受けたとき。
 - 三 団体又は法人が解散し、又は破産したとき。
 - 四 会費を納入せず、督促後なお会費を1年以上納入しないとき。

(除 名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するときは、社員総会において総社員の半数以上であ

- って、総社員の議決権の3分の2以上の議決を得て、これを除名することができる。
- ー 本会の定款又は規則に違反したとき。
- 二 本会の名誉をき損し又は本会の目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。
- 2 前項の規定により会員を除名する場合は、当該会員に対し、社員総会の一週間前まで にその旨を通知するとともに、除名の議決を行う社員総会において、当該会員に弁明の 機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

- 第11条 会員が第9条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。
 - 2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 社員総会

(種 類)

第12条 本会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とする。

(構 成)

第13条 社員総会は、社員をもって構成する。

(権 能)

- 第14条 社員総会は、次の事項について決議する。
 - ー 理事及び監事の選任又は解任
 - 二 理事及び監事の報酬等の額
 - 三 定款の変更
 - 四 各事業年度の事業報告及び決算の承認
 - 五 会員の除名
 - 六 解散及び残余財産の処分
 - 七 その他社員総会で決議するものとして法令又は定款に定められた事項

(開催)

- 第15条 本会の定時社員総会は毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
 - 2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - ー 理事会が必要と認めたとき。
 - 二 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(招集)

- 第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が 招集する。
 - 2 社員総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を 示した書面をもって、開会の日の14日前までに通知しなければならない。
 - 3 前条第2項第2号の規定により請求があったときは、会長は、速やかに会議を招集しなければならない。

(議 長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれにあたる。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決 議)

- 第19条 社員総会の議事は、この定款に別に定める場合を除くほか、総社員の議決権の過 半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 前項の規定にも拘わらず、次の決議のうち第1号の会員の除名及び第2号の理事及び 監事の解任、並びに第5号のその他法令で定められた事項は総社員の半数以上であって、 総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数によって行い、第3号の定款の変更及び第 4号の解散は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上にあたる多 数によって行う。
 - 一 会員の除名
 - 二 理事及び監事の解任
 - 三 定款の変更
 - 四 解散
 - 五 その他法令で定められた事項
 - 3 社員総会においては、第16条第2項の規定によりあらかじめ通知された事項についてのみ決議することができる。

(書面等による議決権の行使)

- 第20条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は 代理人をもって議決権を行使することができる。
 - 2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
 - 3 第1項の規定により議決権を行使する社員は、前条第1項及び第2項の規定の適用に ついては出席したものとみなす。

(議事録)

- 第21条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。
 - 2 議事録には、議長及び出席した社員のうちからその会議において選任された議事録 署名人2名以上が署名又は記名押印しなければならない。

第4章 役員、顧問及び参与

(種類及び定数)

- 第22条 本会に、次の役員を置く。
 - 一 理事 20名以上25名以内
 - 二 監事 3名以内
 - 2 理事のうち1名を代表理事とし、代表理事を会長とする。
 - 3 理事のうち、3名を副会長、1名を専務理事、7名以上12名以内を常任理事とする。
 - 4 副会長及び専務理事を本会の業務執行理事とする。
 - 5 常任理事は、理事会から特に委任された、業務の執行に当たらない事項を処理する。

(選 任)

- 第23条 理事及び監事は、社員総会において、正会員(会員代表者とする。以下同じ。) のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事にあって は12名、監事にあっては2名を限度として、正会員以外の者を理事又は監事に選 任することを妨げない。
 - 2 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議により定める。
 - 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行 する。
 - 2 会長は、本会を代表し、業務を統轄する。
 - 3 副会長は、会長を補佐して、業務を掌理する。
 - 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、業務を総括する。
 - 5 常任理事は、理事会から特に委任された事項を処理する。

(監事の職務及び権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
 - 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産 の状況を調査することができる。
 - 3 監事は、理事会に出席し、必要があるときは、意見を述べなければならない。
 - 4 その他監事に認められた法令上の権限を行使する。

(任期)

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の 時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者又は 他の現任者の残任期間とする。
 - 3 監事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
 - 4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の在任期間とする。
 - 5 理事及び監事は、第22条第1項に定める役員の定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了の後においても、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第27条 役員は、社員総会の議決によって解任することができる

(報酬)

第28条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員については社員総会の決議を経て報酬等を支給することができる。

(顧問及び参与)

- 第29条 本会に、顧問2名以内及び参与2名以内を置くことができる
 - 2 顧問及び参与は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。
 - 3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。
 - 4 参与は、本会の業務の処理に関して会長の諮問に答える。
 - 5 第26条第1項及び第28条の規定は、顧問及び参与についても準用する。

(責任の一部免除)

第30条 本会は、役員の法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件 に該当する場合には、理事会の決議によって、法令に定める最低責任限度額を控除 して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(構成)

- 第31条 本会に理事会を置く。
 - 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権 限)

- 第32条 理事会は次の職務を行う。
 - ー 本会の業務執行の決定
 - 二 理事の職務の執行の監督
 - 三 会長、副会長、専務理事、常任理事の選定及び解職

(議 長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(招集)

- 第34条 理事会は会長が招集する。
 - 2 理事会を招集するときは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び監事に対して通知を発しなければならない。
 - 3 理事会は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上開催する。

(決 議)

- 第35条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、出席理事の 過半数をもって決する。
 - 2 前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第36条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案 につき理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは当該提案 を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた ときはこの限りではない。

(議事録)

- 第37条 理事会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
 - 2 前項の議事録には、出席した会長及び監事、並びに出席した理事のうちからその会議において選出された議事録署名人2名が署名又は記名押印しなければならない。

第6章 会計

(資産の管理)

第38条 本会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の決議による。

(経費の支弁)

第39条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第41条 本会の事業計画書及び収支予算書は、会長が毎事業年度の開始の日の前日までに作成し、理事会の決議を得て、直近の社員総会に報告するものとする。変更を要する場合も同様とする。ただし、やむを得ない事情により当該事業年度の開始前に理事会を開催できない場合にあっては、理事会の決議を得るまでの間、前事業年度の予算執行の例による。
 - 2 第1項の事業計画書及び収支予算書については、当該事業年度が終了するまでの間主 たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び収支決算)

- 第42条 本会の事業報告及び決算については、会長が毎事業年度終了後遅滞なく次の書類 を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、当該事業年度終了後8 0日までに定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を 報告し、第3号から第5号までの書類については承認を受けなければならない。
 - 一 事業報告
 - 二 事業報告の付属明細書
 - 三 貸借対照表
 - 四 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - 五 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の付属明細書
 - 2 前項の書類のほか、定款及び社員名簿を主たる事務所に5年間備え置くものとする。

(借入金)

第43条 本会は、資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が1年以内のものを除き、理事会において理事現在数の 3の2以上の決議を得るものとする。

(剰余金の分配)

第44条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 基金

(基金の拠出)

第45条 この法人は、社員又は第三者に対し、法人法第131条に規定する基金の拠出を 求

めることができるものとする。

(基金の募集)

第46条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が決定するものとす

る。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第47条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第48条 基金の拠出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って行う。

第8章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第49条 この定款は、社員総会において総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4 分の3以上の決議を得て変更することができる。

(解 散)

第50条 本会は、法人法第148条第1号、第2号及び第4号乃至第7号までの規定にする事由によるほか、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の4分の3以上の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第51条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益 社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条17号の掲げる法人又は国 若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 補 則

(委員会)

- 第52条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。
 - 2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し又は審議する。
 - 3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

(事務局)

- 第53条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。
 - 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長は、理事会の同意を得て、会長が委嘱し、職員は、会長が任免する。

(公告)

第54条 当会の公告は、電子公告により行う。

(実施細則)

第55条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立登記の日から施行する。
- 2 社団法人日本火薬銃砲商組合連合会の会員である者は、第7条の規定にかかわらず、一般社団法人の登記の日に本会の会員になったものとみなす。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定 等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読 み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人 の設立登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散登記の日の前日を事業年 度末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。
- 4 社団法人日本火薬銃砲商組合連合会の諸規則等は、一般社団法人日本火薬銃砲商組合連合会の諸規則等として引き継ぐものとし、法人格の表記は読み替えるものとする。
- 5 本会の最初の代表理事は見上攻とする。